

令和8年1月28日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部改正について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より協力依頼がございましたので、情報提供いたします。

「性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について」は、本会から令和7年11月26日付文書においてご案内したところです。

本通知は、厚生科学審議会感染症部会及びエイズ・性感染症に関する小委員会で検討された内容を踏まえ、以下の通り全面的に改正されたことをお知らせするものです。

貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

本指針は、エイズ予防のための総合的な施策の推進を図るために作成されたものであり、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO 等がともに連携してエイズ対策を進めていくための行動指針である。

#### 第2 主な改正事項

##### 前文

##### ○ 以下の内容を追加する

- ・ 日常生活では性的接触以外での感染は非常にまれであること等、最新の正しい知識と1人1人の注意深い行動により予防できること
- ・ U=U (※1) の考え等、予防、検査、治療等により感染予防、拡大抑制を図ることの必要性
- ・ PrEP (※2) のさらなる検討の必要性

(※1) 治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性的接触により他者に感染することはないこと

(※2) HIV 感染症に対する曝露前予防

- ・ キーポピュレーション（※3）に対する実態把握のための研究継続が必要であること
- ・ 日本ではキーポピュレーションを個別施策層と位置付けていること
- ・ 国民の行動変容（感染者への理解、偏見差別の撤廃）が重要であること
- ・ GIPA（※4）の重要性
- ・ UNAIDS（※5）の目標である2030年までのHIV 流行終息に向け、感染者等の感染自覚、定期的治療、他者に感染させないウイルス量まで低下される等各プロセス（「ケアカスケード」）の95%以上の達成を目指すこと

## 第一 人権の尊重

- 第六に規定していた本項目を第一に規定する
- 以下の内容を追加する
  - ・ 偏見・差別がエイズ対策の阻害要因となり得ること
  - ・ 最新の正しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃や国民の理解が、予防・検査・医療のアクセス改善に寄与すると認識することの重要性

## 第二 原因の究明

- 医師からの電磁的方法による発生届の提出の促進の追加

## 第三 発生の予防及びまん延の防止

- 以下の内容を追加する
  - ・ 日常生活では性的接触以外での感染は非常にまれであること、U=U 等を重点的計画的に進めることが、予防・まん延防止に重要であること
  - ・ 普及啓発・教育に行動変容を促すような要素を取り入れること
  - ・ 対象者が適切にPrEPを使用できるよう研究を推進し効果的な導入方法の検討の重要性
  - ・ 普及啓発に携わる者への教育、学校現場での教育に積極的に協力する必要性
  - ・ 標準感染予防策により医療機関、介護施設等で診療やサービスの提供が可能であり、これらの拒否や消極的姿勢は偏見・差別に該当することを認識する必要があること
  - ・ 保健所等は個別施策層を含む国民への検査・相談の機会提供が重要であること。夜間・休日等の検査や迅速検査に加え、外部委託、郵送検査等を検討すること。多言語対応の充実が必要であること
  - ・ 感染経路を同じくする他の性感染症との同時検査を提供する取組を促進することの重要性

（※3）男性間で性的接触を行う者（「MSM」）、セックスワーカー、注射薬物使用者等

（※4）感染者等がエイズ施策に主体的に関与していくこと

（※5）国連合同エイズ計画

#### 第四 医療の提供

##### ○ 以下の内容を追加する

- ・ 国・都道府県が、医療機関間の診療連携の充実を図り、一般診療でも感染者等に適切な医療を提供する包括的体制を整えることの重要性
- ・ 国・都道府県が、地域の医療・介護・福祉従事者に、最新の正しい知識や感染者等に適用できる医療費等に関する各種制度への理解を深める取組を推進し、各機関・施設での受入れ促進することの重要性
- ・ 医療・福祉現場において、診療、サービス提供の拒否や、消極的になること等はあってはならず、感染者等が偏見・差別なく受けられるよう確保されなければならないこと
- ・ HIV 曝露時の対応マニュアルや曝露後予防薬の配置を整備することの重要性
- ・ 感染者等への療養環境の整備の強化

#### 第五 研究開発の促進

##### ○ 以下の内容を追加する

- ・ 対象者が適切に PrEP を使用できるよう、研究を推進し効果的な導入方法について検討することの重要性

#### 第七 施策の評価及び関係機関との連携

##### ○ 以下の内容を追加する

- ・ (再掲) UNAIDS の国際的な目標である2030 年までのHIV 流行終息に向け、感染者等の感染自覚、定期的治療、他者に感染させないウイルス量まで低下される等、各プロセス(以下「ケアカスケード」という)を95%以上達成を目指すことを追加
- ・ 保健所設置市、特別区においても、都道府県が作成する計画を踏まえた予防計画を活用し、同様の取組に努める必要性

以上

#### ●参考(日本医師会ホームページ)

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2025ken2\\_1714.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2025ken2_1714.pdf)

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字(半角)